

(平成27年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

四国（愛媛）厚生年金 事案 1283

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月31日から同年11月1日までの期間について、事業主は、申立人がA社（現在は、B社）において同年11月1日に船員保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のC船に係る船員保険の被保険者資格喪失日を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を65円とすることが必要である。

なお、申立人は、昭和19年10月において、戦時加算該当船舶であるA社が所有するC船で乗務していたことが認められることから、同年10月を戦時加算該当期間とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和20年4月1日から23年4月7日までの期間について、申立人は、B社（昭和20年12月1日にA社から名称変更）において船員保険の被保険者であったことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を20年4月1日、資格喪失日に係る記録を23年4月7日とし、20年4月1日から22年12月1日までの期間に係る標準報酬月額は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ1万2,000円、同年12月1日から23年4月7日までの期間に係る標準報酬月額は、2,800円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月31日から23年4月7日まで

昭和23年4月7日に船員保険の被保険者資格を喪失している記録があるにもかかわらず、当該記録の資格取得日が不明とのことで年金の記録となっていないが、A社の船員として、途中入退社することなく継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行っている。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和19年10月31日から同年11月1日までの期間に

ついて、申立人のC船に係る船員保険の被保険者資格喪失日は、同船に係る船員保険被保険者名簿において同年10月31日、船員保険被保険者台帳において同年11月1日と相違している。

一方、戦時加算該当船舶名簿によると、C船は遭難により昭和19年10月31日に加算区域航行期間が終了しているところ、同船に係る船員保険被保険者名簿において、遭難当時乗務していたことが確認できる申立人を含む43人のうち、船員保険被保険者台帳において確認できる資格喪失日が同年10月31日となっている者は一人のみであり、申立人を含むそれ以外の者は同年11月1日の日以降となっている。

また、厚生労働省社会・援護局が保管する旧海軍から継承した申立人に係る功績調査票及び徴傭^{ちようよう}船舶C船嘱託(乙船員)解嘱具申書によると、申立人は、昭和19年5月13日から同年12月18日までの期間、海軍に徴傭されたA社所有のC船の乙船員として、給与が支給されていたことが確認できる。しかしながら、戦時加算該当船舶名簿において、同船の戦時加算該当航行期間は、同年10月31日までとなっており、この頃に同船は沈没したことが認められることから、申立人は同日まで同船で乗船勤務していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年11月1日にC船に係る船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を保険出張所に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、C船に係る船員保険被保険者資格喪失時の記録及び上述の申立人に係る功績調査票から65円とすることが妥当である。

なお、戦時加算該当船舶名簿によれば、C船については、昭和16年12月8日から19年10月31日までの期間は加算区域航行期間であったことから、同年10月については戦時加算の該当期間とする必要がある。

2 申立期間のうち、昭和20年4月1日から23年4月7日までの期間について、仮記号*の付されたB社の船員保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名であり、同一生年月日の被保険者で、備考欄に「22.12.1」と記載され、同資格喪失日を23年4月7日とする基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認でき、船員保険被保険者台帳においても同様の被保険者記録が確認できるものの、いずれも同資格取得日の記載が無い。

一方、申立人の妻から提出された「證明願」においては、昭和20年6月21日に申立人が海技試験に合格し、その翌日に、申立人の海技免状原簿登録の申請があったことをD海運局が証明していることが確認できるところ、当該證明願は、B社の旧住所及び名称の印刷された「雇入契約變更公認申請書」の裏面を利用して作成されたものであることが認められることから、同年6月よりも前から同社に勤務していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、予備船員が船員保険の強制適用となった昭和 20 年 4 月 1 日に、申立人が A 社に係る船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を保険出張所に行い、23 年 4 月 7 日に、同社名称変更後の B 社に係る同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったと認められる。

なお、昭和 20 年 4 月 1 日から 22 年 12 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律附則第 53 条の規定に準じ 1 万 2,000 円とし、同年 12 月 1 日から 23 年 4 月 7 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者名簿及び同台帳に記載されている標準報酬等級 15 等級に該当する 2,800 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、昭和 19 年 11 月 1 日から 20 年 4 月 1 日までの期間については、i) 予備船員が強制適用となる前の期間であり、乗船勤務していない限り船員保険の適用を受けない期間となっていたこと、ii) B 社は、「現存する当社保管の船員データにおいて、申立人に該当する記録はないため、申立人の勤務実態や保険料控除については不明である。」と回答していること、iii) 申立人は、既に死亡している上、同僚及び近親者も既に死亡又は連絡先不明等であることから、当該期間について、申立人の勤務実態や保険料控除に関して確認することができない。

このほかに、申立人の当該期間における勤務実態や船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1287

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が欠落しているため、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表清算人から提出された資料に記載されている申立人に係る振込金額（863円）は、平成15年8月、16年2月及び同年8月に支給された賞与から控除された社会保険料の合計額であると確認できるところ、申立人は、同社において、15年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、当該振込金額は、申立期間に支給された賞与から控除された保険料であると認められる。

また、申立人は、申立期間について、「賞与の金額は、1万円弱ぐらいだったと思う。」と主張しているところ、当該金額は、上記の社会保険料から計算した標準賞与額とほぼ一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社から賞与が支給され、標準賞与額（8,000円）に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1288

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年4月7日に労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、19年10月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月7日から19年10月1日まで

昭和18年3月に高等小学校を卒業し、同年4月にA社に入社した。在職中にB軍入隊を志願し、19年10月10日付けで入隊することとなったため、同年9月末で同社を退職したが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないため、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が、昭和18年4月7日に被保険者資格を取得した記録が確認できるものの、当該旧台帳等には資格喪失日の記載が無く、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録となっている。

一方、申立人が同郷の同僚として名前を挙げた者は、昭和18年4月7日からA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、「申立人と同じ学校を卒業し、一緒にA社に入社したのを覚えている。」と回答している。

また、申立人の「在職中にB軍入隊を志願し、昭和19年10月10日付け

で入隊することとなり、同年9月末で退職した。」旨の主張は、厚生労働省社会・援護局から提供された、申立人に係る軍歴記録にある「昭和19年10月10日、C団入団B軍D職ヲ命ズ。」との記載内容と符合することから、申立人は、18年4月7日から19年9月30日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年4月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における同被保険者の資格喪失日は19年10月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の旧台帳の記録から、40円とすることが妥当である。

四国（香川）厚生年金 事案 1284

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月から31年4月まで

申立期間についてはA事業所B営業所で住み込みのアルバイトとして勤務し、同営業所かC区にあった営業所を取りまとめていたA事業所本店販売所において、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者として記録されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時のA事業所B営業所における勤務実態等に係る主張は具体的であり、不自然な点が無いことから、申立人は、申立期間において同営業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が申立事業所として主張している、A事業所B営業所及びA事業所本店販売所は、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できない上、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、申立事業所が強制適用事業所に該当するか否について、「関係者等から適用事業所の要件に係る供述を得ることができないため不明。」としている。

また、申立人は、A事業所B営業所の責任者、A事業所本店販売所の事業主及び両事業所の同僚の名前を覚えていないため、申立人の厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1285

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 2 月 1 日から 35 年 7 月 31 日まで
父（申立人）は、申立期間にA社（現在は、B社）で勤務していたはずであり、昭和 32 年の祖母（申立人の母）の葬儀及び 56 年の祖父（申立人の父）の葬儀にも、同社の事業主及び従業員が弔問に訪れていた記録が残っている。調査の上、父が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の子は、申立人の父母の葬儀にA社の事業主及び従業員が弔問していることを根拠として、申立人が当該期間に同社で勤務していたことを主張している。

しかしながら、戸籍謄本、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社の複数の元従業員の回答から、申立人の実弟が同社で勤務し、厚生年金保険の被保険者となっていたことが確認できる一方、申立人が同社で勤務していたことは確認できない。

また、B社の役員であり、申立期間当時のA社の事業主の孫は、「申立人の弟が当社で勤務していたので、当時の事業主や従業員が、申立人の父母の葬儀に出席したのだと思う。申立人の弟のことは親しくしてもらったので覚えているが、申立人とは面識が無い。」と回答している。

さらに、A社の申立期間当時の事業主は死亡している上、前述の役員は、「健康保険の整理番号と名前を記したメモのようなものが残っているが、その中には、申立人の名前は記載されていない。」と回答していることから、申立人の

勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、事業所索引簿及びオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和30年2月24日であり、申立期間のうち、26年2月1日から30年2月23日までの期間は同適用事業所に該当していない。

また、A社で申立人が勤務していたことを知る人物として申立人の子が名前を挙げた者は、「私と申立人は、昭和35年頃までC社の下請のような仕事をしていた。申立人と申立人の弟が、一緒に通勤しているのを見かけたことがあるが、同社が同年に解散して数年経った後のことである。」と述べている。

なお、国立大学法人D大学経済学部経済研究所が所蔵しているC社に係る「E精算書」及び「昭和30年度所得税源泉徴収簿」により、申立人が、同社の事業に係るF職に従事し、同社から申立人に賃金が支払われていることが認められるものの、当該賃金からは社会保険料が控除されていないことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1286（高知厚生年金事案 199 及び 661、四国（高知）厚生年金事案 1252 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 組合が保管する資料によると、同組合に臨時的任用職員として勤務していた期間のうち、申立期間の 1 か月は、B 会の臨時職員とされているにもかかわらず、A 組合で厚生年金保険に加入とされている。

これまでの申立てでは、年金記録の訂正は認められなかったが、地方公務員法第 22 条第 5 項において、任命権者は、12 月を超えて臨時的任用は出来ないと定められており、それを超えて加入した年金記録は虚偽の届出によるものなので、申立期間の年金記録を削除してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 組合が保管する回議書及び雇用記録を見ると、申立人は、申立期間において、B 会からの無給嘱託職員として、同組合に勤務していた旨の記載が確認できるが、i) オンライン記録により、同会は、申立期間及びそれ以外の期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できないこと、ii) 申立人及び複数の同僚は、申立人が申立期間を含む前後の期間において、同組合に継続して勤務していたと供述していること、iii) オンライン記録等において確認できる厚生年金保険被保険者期間と雇用保険の加入期間が一致していることなどから、既に年金記録確認高知地方第三者委員会（当時。以下「高知委員会」という。）の決定に基づき、平成 21 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立人は、市町村から入手した「申立人による A 組合の雇用記録訂正申出に関するメモ」において、「A 組合から入手した回議書及び雇用記録の中

で、私が同組合に臨時的任用職員で勤務していた期間のうち、『昭和 44 年 4 月の 1 か月間は、B 会の臨時職員として、同会からの無給嘱託で同組合に勤務。』とされている内容について、同組合が『雇用記録を訂正することはしない。』と発言していることが確認できる上、労働委員会による個別的労使紛争のあっせんにおいても、同組合は回議書の正当性を主張し、記録訂正を拒否したことから、当時、私が同会の臨時職員であったことが明らかになった。」と主張し、再度、申立てを行ったが、これらは、いずれも同組合が自ら作成した回議書及び雇用記録の内容を訂正しない旨の意思表示をしたことが確認できるにすぎないことなどから、既に高知委員会の決定に基づき、平成 24 年 11 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、A 組合から入手した雇用期間に係る回議書、相手方を同組合とした申立期間の回議書訂正調停に係る調停申立書、厚生年金保険資格確認請求に係る年金事務所の調査結果及び回答、並びに日本年金機構の却下通知により、申立期間において、B 会の臨時職員であったことが明確になったと主張し、再度、申立てを行ったが、i) 申立人から提出された A 組合が作成した回議書により確認できる申立人の同組合における臨時職員としての雇用期間は、当初の申立てにおいて提出された同組合が作成した申立人の雇用記録と一致することが確認できるにすぎないこと、ii) 申立人が相手方を A 組合とした調停申立てについては、回議書による A 組合での雇用中断記録を継続雇用記録に訂正するよう求めたものであることが確認できるところ、同組合が C 簡易裁判所調停センターに提出した回答書により、同組合は、「申立期間当時の経緯については、詳細を確認することが困難であるが、現存する回議書からは、申立人が申立期間において当組合の臨時職員であったとは認められない。」と回答していることが確認できるものの、回議書以外に申立人が申立期間において同組合に勤務していなかったことを確認できる新たな資料は無いこと、iii) 申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格確認請求について、日本年金機構は、申立内容を確認できる出勤簿、賃金台帳等の資料は無いことなどから、A 組合の回議書と厚生年金保険被保険者記録が相違することを理由として年金記録の訂正を行うことは必要ないと判断し、当該請求を却下処分していることが確認でき、当該却下処分の理由は、高知委員会の当初の結論と同じであることなどから、既に年金記録確認四国地方第三者委員会の決定に基づき、平成 26 年 10 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「地方公務員法第 22 条 5 項において、任命権者は、12 月を超えて臨時的任用は出来ないと定められており、それを超えて加入された申立期間の A 組合の年金記録は虚偽の届出によるものである。」旨主張し、再度、申し立てている。

しかしながら、年金記録確認第三者委員会は、申立人が厚生年金保険被保険者として、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かを踏まえ、年金記録の要否を判断する機関であり、地方公務員法に基づく任用についての違法性の当否を判断することはできない。

このほか、高知委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について訂正する必要は認められない。